

2021年1月8日  
近畿日本鉄道株式会社

## 緊急事態宣言に伴う全国的な旅行に係る Go To トラベル事業の取扱いについて

国土交通省・観光庁より、2021年1月11日（月）まで適用を一旦停止しているGo To トラベル事業について、緊急事態宣言の発令を受けて一旦停止措置を延長する旨の発表がありました。

この発表を受け、当社旅行商品の対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

### 1. 新規のご予約および既にお申込みの旅行商品について

新規のご予約、既にお申込みの旅行商品を問わず、1月12日（火）から2月7日（日）までの間の旅行については、全国において、Go To トラベル事業の適用対象外となります。

※2月1日（月）以降については、Go To トラベル事業を適用した旅行商品の販売は行っておりません。

※既にお申込みの旅行で、ご参加される場合は、給付金相当額（割引額）を追加でお支払いいただくとともに、地域共通クーポンをご返却いただく必要がございます。誠に恐れ入りますが、旅行出発日までにお申込みいただいた当社駅営業所にお申出ください。

### 2. キャンセルの取扱いについて

既にお申込み済のGo To トラベル事業を利用した旅行について、上記1. の期間に出発するものについては、12月14日（月）18時から1月17日（日）の当社営業所の営業終了時刻まで（インターネットおよび旅の予約センターの場合は、17時30分まで）にキャンセルのお申出をされた場合は、キャンセル料が不要となります。

※ただし、1月7日（木）18時時点で予約されていた旅行に限ります。

※既にキャンセル料をお支払いいただいてキャンセルされたお客様については、キャンセル料を返金いたしますので、誠に恐れ入りますが、お申込みいただいた当社営業所までご連絡ください。

※当社駅営業所の営業時間等については、[こちら](#)をご参照ください。

以上